



ふるさとと納税ワンストップ特例制度

○ふるさとと納税ワンストップ特例制度とは

原則は確定申告を行うことが必要ですが、下記の3つの条件を満たし手続きを行うことで、確定申告を行わずに寄附金税額控除を受けられる制度です。

条件

- ・確定申告が不要な給与所得者等が対象です。
- ・ふるさとと納税先が5団体以内の場合に限ります。
- ・ふるさとと納税先団体に「申告特例申請書」の提出が必要です。

【控除される税金について】

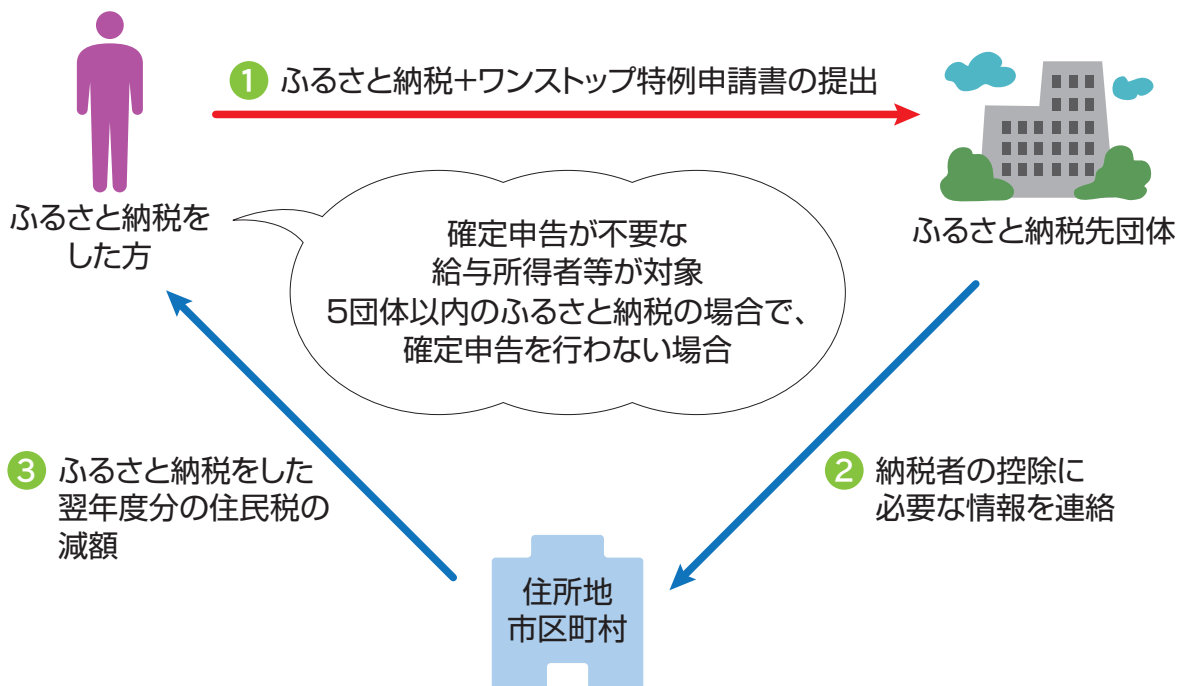
ワンストップ特例制度適用の場合：翌年度に「住民税」が減額

ワンストップ特例制度を使わず確定申告する場合

：当年度の「所得税」+翌年度「住民税」が減額

※ワンストップ特例の申請をされた方が、事情により確定申告を行った場合、本特例の申請は無効となります。
(確定申告される場合は、必ずふるさとと納税領収書を添付してください。)

ふるさとと納税ワンストップ特例が適用される場合



詳しくはこちらをご覧ください。

[総務省 ふるさと納税 ポータルサイト](#)

[🔍 検索](#)

Q

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続き方法は？

A

寄附申込後に大阪府より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の希望についてのご案内があります。

- ・クレジットカードによるご寄附の場合：メールでのご案内
- ・銀行振込によるご寄附の場合：郵送でのご案内

ご案内にある「**寄附金税額控除に係る申告特例申請書**」*を大阪府へご提出下さい。

転居による住所変更などにより、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記載した内容に変更があった場合は、翌年1月10日までに

「**寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書**」を大阪府へご提出下さい。

*マイナンバー（個人番号）制度の導入により地方税法施行規則等の一部が改正され、寄附金税額控除に係る申告特例申請書についても、個人番号を記入することとなりました。

*また、当該申請書を提出いただく際には、法令で定められている個人番号の本人確認（「個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）」と「申請者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」の両方を確認）が必要です。

次の書類の写しを寄附金税額控除に係る申告特例申請書と一緒に提出が必要です。

番号確認（以下のいずれか）	身元確認（以下のいずれか）
個人番号カード	・個人番号カード
通知カード	・運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
個人番号が記載された住民票、住民記載事項証明書	・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者（大阪府）が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

【お問い合わせ先】

府大・高専基金事務局

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

TEL 072-254-7620

FAX 072-254-9129

(2019年7月現在)